

特定非営利法人絵本屋だっこ 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人絵本屋だっこという。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、障害理解のための絵本の制作・販売・配布等の活動を通じて障害への理解を広めるとともに、障害児者の才能を活かせる場の提供や、障害児の家族が社会とつながり活躍できる場の提供、また障害児の家族への相談支援や知識提供の場の提供を行うことで、障害児者やその家族が希望をもって生きられる社会の創造に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

第1項 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害理解を広めるための絵本配布及び販売事業
 - ② 障害者アーティストの絵本制作と出版支援事業
 - ③ 障害児の親のための相談支援事業
 - ④ 障害児の親及び支援者への支援等の知識普及のための勉強会事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) この法人は、次のその他事業を行う

① 絵本販売事業

② 広告事業

第 2 項 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

第 6 条 (種別)

この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第 7 条 (入会)

第 1 項 会員の入会については、特に条件を定めない。

第 2 項 会員として入会しようとするものは、この法人のホームページの入会フォームから理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

第 3 項 理事長は、入会を申し込んだものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した

書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

第8条（入会金及び会費）

第1項 正会員は、入会金及び会費を納入する必要はない。

第2項 賛助会員は、第7条第2項に規定する入会申込に加え、会費の納入をもってその入会を認めるものとする。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、または会員である法人・団体が消滅したとき。
- （3）除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名するこ

とができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

第8条第2項に定める抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 (種別及び定数)

第1項 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

第2項 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置く。

第14条 (選任等)

第1項 理事及び監事は、理事会において選任する。

第2項 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第3項 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族

が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第4項 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

第1項 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

第2項 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

第3項 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第4項 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第5項 監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 (任期等)

第1項 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第2項 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第3項 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 (報酬等)

第1項 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第2項 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第3項 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条 (職員)

第1項 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

第2項 職員は、理事長が任免する。

第5章 社員総会

第21条 (種別)

この法人の社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 (構成)

社員総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

社員総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併
- （4）その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

第1項 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

第2項 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （2）正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （3）第15条第5項4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

第1項 社員総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

第2項 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、そ

の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第3項 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

第1項 社員総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第2項 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3項 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条（表決権等）

第1項 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

第2項 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第3項 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

第4項 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

第1項 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあっては、その数を付記すること）

（3）審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第3項 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 社員総会に付議すべき事項
- (4) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5号第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

第1項 理事会は、理事長が招集する。

第2項 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

第3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的

方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第36条（議決）

第1項 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

第2項 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

第3項 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第37条（表決権等）

第1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。

第2項 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事

項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

第3項 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

第1項 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第3項 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載し

た議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立のときの財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第40条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事

業に関する資産の2種とする。

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

第1項 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

第2項 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条（事業報告及び決算）

第1項 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

第2項 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- （1）目的
- （2）名称
- （3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- （4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- （5）社員の資格の得喪に関する事項
- （6）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- （7）会議に関する事項
- （8）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

第51条（解散）

第1項 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

第2項 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第3項 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会において議決したものに譲渡するも

のとする。

第53条（合併）

この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第55条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 庄 司 あ い か

副理事長 亀 倉 由 美

副理事長 山 岸 明 美

理事 平 井 春 香

監事 嘉 会 夕 佳

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円	年会費	0円
---------	-----	----	-----	----

(2) 賛助会員(個人) 入会金 0円 年会費1口 3,000円

(3) 賛助会員(団体) 入会金 0円 年会費1口 30,000円

要綱様式1

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人絵本屋だっこ
-----	-----------------

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	庄司 あいか		無
理事	亀倉 由美		無
理事	山岸 明美		無
理事	平井 春香		無
監事	嘉会 夕佳		無

設立趣旨書

1 趣旨

昨今、世界では障害等の差別をなくし誰もが公平に生きるインクルーシブな社会への変容が叫ばれている。インクルーシブ社会とは、障害の有無や人種、性別など、多様な個性を認め、共に生きる共生社会のことである。特に、「障害」への理解は、インクルーシブ社会をつくるうえで大きな課題といえる。日本でも障害への理解を進めるため、ニュースや子ども番組で障害をもつ人を取り上げるなど、さまざまな周知の取り組みがなされているが、実際にはまだまだ障害者と健常者の壁は取り払えない現状がある。

根底からの差別意識をなくすためには幼少期からのインクルーシブ保育が重要であり、そのためのツールとして絵本は有用であると考え。また大人にとっても絵本という媒体を通じて障害理解を促すことで、感覚的・共感的に理解しやすくなると考える。

よって、障害理解につながるような絵本を作り、保育施設等へ配布することで、インクルーシブの意識を幼少期のうちに身につけ、読み手の大人も含め、差別意識を育てない環境をつくることができる。

現在、任意団体として活動している「絵本屋だっこ」が特定非営利組織としての法人格を取得することで、社会的信用を確保し、メディアや行政等への影響力を持つことができると考える。そうすることで、より多くの人・団体・企業の賛同を得、社会への訴求力をもち、インクルーシブ社会への変容に寄与できると考える。よって、絵本配布等の活動からインクルーシブ社会の変容を後押しすることを目的とし、この法人を設立する。

2 申請に至るまでの経過

任意団体である絵本屋だっこ代表庄司あいかは、自身が重症心身障害児の親であり、これまでの育児経験のなかで健常児と隔離された障害児者の世界に戸惑いと絶望を感じてきた。世間的には障害への理解が進みつつあるが、生活の中でまだまだ制約の多さを痛感している。障害児者や家族がさらに生きやすい社会にするためには、当事者が声を上げ、現状を伝えることが必要だと感じ、2021年より個人で発信を始めた。

2022年からインクルーシブ絵本作家として活動をはじめ、2023年に行った障害児施設への絵本配布を行うクラウドファンディングでは多くの共感を呼び、389%で達成した。その後、絵本作りを障害児支援につなげるための場所として、サイト「絵本屋だっこ」を設立。メディア等に絵本を取り上げてもらうなかで、障害児の親だけでなく、これまで障害児について知らなかった層も含め、障害について知ってもらう機会が増えていった。内部でも、30名を超える賛同者が集まり、活動を支えてくれるようになった。2023年秋には、NPOを立ち上げたい旨を内部メンバーに共有し、賛同を得た。現在、正会員に限らずNPO活動に賛同し支えてくれるメンバーとともに、絵本づくりを通じた障害児者支援・家族支援の計画や話し合いを継続している。内部メンバーの後押しもあり、絵本という媒体を通じて障害理解を広めることに使命と社会的必要性を感じ、特定非営利活動法人を設立する運びとなった。

令和6年4月5日

特定非営利活動法人絵本屋だっこ

設立代表者 住所又は居所

氏名 庄司 あいか

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和6年9月30日まで

特定非営利活動法人絵本屋だっこ

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、周知活動を中心に行い、次年度以降さらなる活発な活動に向けて、賛助会員の募集にも努める。

加えて、本法人の事業内容をより多くの方に知っていただくため、ホームページを設置し、随時改良に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害理解を 広めるための 絵本配布及び 販売事業	・保育施設・障害児施設・ その他希望施設へ絵本配 布を実施。予算に応じて 配布数を決定する。 ・障害理解につながる絵本を 販売する（主に手売り想 定）。	(A)2024年7月～ 9月 (B)全国 (C)15名	(D)保育施設 及び障害 児施設等 (E)50～100 施設	35
(2) 障害者ア ーティストの 絵本制作と出 版支援事業	・希望のあった障害者ア ーティストイラストより絵 本を制作する。	(A)希望があれば 適宜 (B)全国 (C)5名	(D)障害児者 (E)1～2名	10
(3) 障害児の 親のための相 談支援事業	・サイト「絵本屋だっこ」 にてオンラインの相談室 を常設。	(A)未定 (B)オンライン (C)13人	(D)障害児の 親 (E)5～10名	10
(4) 障害児の 親及び支援者 への支援等の 知識普及のた めの勉強会事 業	・月1～4回勉強会を開催。 SNS等で周知宣伝を行う。	(A)未定 (B)オンライン (C)15～30名程 度	(D)障害児の 親、療 育・保育 関係者な ど (E)30名	6

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施予定なし	-	-
-----------------------------	--	--------	---	---

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 絵本販売事業	・AmazonKDPにて絵本を販売。売り上げを絵本配布費用に充てる。	(A)随時 (B)オンライン (C)1名	0
(2) 広告事業	・絵本屋だっこサイトに広告を掲載	(A)随時 (B)オンライン (C)1名	0

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係)

令和 7 年度の事業計画書

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

特定非営利活動法人絵本屋だっこ

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、絵本配布の取り組みを実施。次年度以降さらなる活発な活動に向けて、引き続き一般会員及び賛助会員の募集にも努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害理解を 広めるための 絵本配布及び 販売事業	・保育施設・障害児施設・ その他希望施設へ絵本配布 を実施。予算に応じて配布 数を決定する。 ・障害理解につながる絵本を 販売する（主に手売り想定）。	(A) 4 月～6 月 (B) 全国対象 (C) 15 名	(D) 保育・教 育・障害 児施設等 (E) 200 施設	3 2 0
(2) 障害者ア ーティストの 絵本制作と 出版支援事 業	・希望のあった障害者ア ーティストイラストより絵 本を制作する。	(A) 希望があれば 適宜 (B) 全国対象 (C) 5 名	(D) 障害児者 (E) 1～2 名	2 0
(3) 障害児の 親のための 相談支援事 業	・サイト「絵本屋だっこ」 にてオンラインの相談室 を常設。	(A) 随時 (B) オンライン (C) 従事者の 予定人数 1 3 人	(D) 障害児の 親 (E) 3 0 名	3 0
(4) 障害児の 親及び支援者 への支援等の 知識普及のた	・月 1～4 回勉強会を開催。 SNS 等で周知宣伝を行う。	(A) 未定 (B) オンライン (C) 1 5～3 0 名程 度	(D) 障害児の 親、療 育・保育 関係者な	1 8

めの勉強会事業			ど (E) 100名	
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施予定なし	-	-

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 絵本販売事業	・ AmazonKDP にて絵本を販売。売り上げを絵本配布費用に充てる。	(A) 随時 (B) オンライン (C) 1名	0
(2) 広告事業	・ 絵本屋だっこサイトに広告を掲載	(A) 随時 (B) オンライン (C) 1名	0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和6年9月30日まで

特定非営利活動法人絵本屋だっこ
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	9,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	150,000		
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
障害理解を広めるための絵本配布及び販売	0		
障害者アーティストの絵本制作と出版支援	0		
障害児の親のための相談支援事業収益	1,500		
障害児の親及び支援者への支援等の知識普及	12,000		
その他この法人の目的を達成するために必要経費	0		
絵本販売事業収益		9,000	
広告事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	172,500	9,000	181,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
業務委託費	26,000		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	25,000		
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	61,000	0	
事業費計	61,000	0	61,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
通信運搬費	26,136		
印刷製本費	0		
雑費	0		
支払報酬費	55,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	81,136	0	81,136
管理費計	81,136	0	81,136
経常費用計	142,136	0	142,136
当期経常増減額	30,364	9,000	39,364
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
経理区分振替額	9,000	-9,000	0
当期正味財産増減額	39,364		39,364
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額			39,364

令和7年度 活動予算書
 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
 特定非営利活動法人絵本屋だっこ
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	30,000		
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
障害理解を広めるための絵本配布及び販	0		
障害者アーティストの絵本制作と出版支	0		
障害児の親のための相談支援事業収益	18,000		
障害児の親及び支援者への支援等の知識	36,000		
その他この法人の目的を達成するために	0		
絵本販売事業収益		36,000	
広告事業収益		5,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計	584,000	41,000	625,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	68,000		
通信運搬費	20,000		
印刷製本費	300,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費計	388,000		
事業費計	388,000	0	388,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	26,136		
印刷製本費	10,000		
雑費	0		
支払報酬費	55,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	91,136	0	
管理費計	91,136	0	91,136
経常費用計	479,136	0	479,136
当期経常増減額	104,864	41,000	145,864
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
経理区分振替額	41,000	-41,000	
当期正味財産増減額	145,864	0	145,864
前期繰越正味財産額			39,364
次期繰越正味財産額			185,228